

いじめ防止基本方針

令和6年3月改正

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るものである。

こうした事実を踏まえ、「いじめは絶対に許さない」ことを念頭に、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「事案対処における適切かつ迅速な対処」について、教職員の共通理解を図り、組織的に対応していく。本校では、いじめの未然防止・早期発見に重点的に取り組んでいく。加えて、万が一いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を大切に、教育委員会や地域・家庭・児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向け、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。さらに、児童が安心して生活できる学校の実現と維持のため、いじめ防止に係る取組を、定期的に見直し、改善していくようにする。

2 いじめ防止のための組織

(1) いじめ問題対策チーム

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、対象学年担任からなる。いじめ問題対策のための委員会を必要に応じて開催する。

(2) 児童理解の会

週に1回行う職員打ち合わせの会の後に又は必要に応じて開き、配慮を要する児童の現状や今後の指導の在り方について、教職員全員で情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（年間計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ・いじめアンケートやQ-Uテストにより実態を把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・多様性に配慮し、児童が対等で自由な人間関係を築くことができるように努める。

(2) 人権教育や市民性を育む教育の推進

- ・人権集会の開催、特別支援学校等との交流、発達段階に応じた法教育等により、法や自校のいじめ対策基本方針の理解を深めるとともに、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、自己・他者の人権を尊重する態度を醸成する。

(3) 人権に配慮した授業実践

- ・児童の人権を大切に授業の実践に努め、互いを尊重し、認め合い、児童一人一人が自己肯定感を向上させたり、自己有用感を高めたりできるようにする。

(4) 道徳教育の充実

- ・道徳科や学級活動等において、児童の自己肯定感・自己有用感、お互いの共感的理解を高め、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。

(5) 相談体制の整備

- ・学級担任だけでなく、校長をはじめ全教職員が、必要に応じて児童の相談に当たる。
- ・スクールカウンセラー来校日に児童と個別面談する機会を計画的に設定する。

(6) 縦割り班活動の推進

- ・縦割り班で清掃をしたり、遊んだり、行事に参加したりすることで、同学年だけでなく異学年児童とも、よりよく関わる力を身に付けさせる。

(7) 情報モラル教育の実施

- ・児童のゲーム機を含めたネット使用状況調査を行い、状況把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を適切に実施する。フィルタリング等については非行被害防止講座などで保護者に周知する。

(8) 校内研修

- ・いじめ対応アドバイザーを招いた研修を通して、日頃より組織的に「いじめ」への対応力を身に付ける。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) いじめアンケートの実施

- ・月に1回程度児童にいじめアンケートを実施し、いじめの未然防止・早期発見に生かす。必要ならば面談を行い、問題の早期解決に努める。

(2) 保護者との連携

- ・年に2回保護者にいじめアンケートを実施し、自分の子や他の子の気になる様子を教えてもらう。
- ・日常的に通信や連絡帳、電話、面談などで情報交換し、問題があれば、迅速かつ誠実な対応に努める。

(3) 地域との連携

- ・各公民館と日常的に、地域の行事での児童の様子を情報交換する。
- ・必要に応じて、保小中高特支連絡協議会を行い、児童の様子について情報交換をする。
- ・児童館の職員と定期的に児童の様子について情報交換を行う。

5 いじめに対する早期対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、直ちに管理職に報告、事実の確認をする。
- ・いじめが確認された場合は、いじめ問題対策チームでいじめ問題対策委員会を開催し、組織的に対応し、市教育委員会にも報告する。
- ・いじめられている児童の心情を理解し、心のケアを行うとともに、いじめを受けた児童のニーズを確認する。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- ・いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされているとき
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会へ速やかに報告、協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・調査結果は、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 検証方法

- (1) 児童アンケート(7月・2月)の「毎日、楽しく登校できている」「家族や友達を大事にしている」における肯定的回答の割合を90%以上とする。
- (2) いじめアンケート(毎月)とQ-Uテスト(年2回)を実施し、気になる児童については、昨年度の結果と比較する。
- (3) 毎週金曜の児童理解の会で、いじめの未然防止・早期発見のための視点から情報交換を行う。状況に応じて生徒指導ファイルに記録し、経過観察や面談等を行う。